

平成二十三年八月十九日提出
質問第四〇九号

北方領土におけるロシア国旗掲揚に対する外務省の認識に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

北方領土におけるロシア国旗掲揚に対する外務省の認識に関する質問主意書

- 一 我が国固有の領土である北方領土において、ロシア国旗が掲揚されているという事実はあるか。
- 二 一で、あるのなら、政府、特に外務省として、右に対し抗議をしたことはあるか。
- 三 本年八月十九日付北海道新聞の記事によると、同月十八日、根室市が管理運営をしている道立北方四島交流センター（通称ニ・ホ・ロ）が、日ロの子供たちが共同で制作し、日ロ交流の成果として展示していたあんどんを撤去したとのことである。あんどんの中にある国後島、択捉島の絵に、ロシアの国旗が描かれていたことを、「子供が描いたとはいえ、『北方領土はロシア領』という強烈的な政治的意志が読み取れる。これまで展示されてきたことはショック。啓発施設には好ましくない」とする袴田茂樹青山学院大学教授の指摘を受けての撤去とのことであるが、政府、特に外務省として、右の事実関係を承知しているか。
- 四 外務省として、ニ・ホ・ロのあんどんの中にある国後・択捉両島の絵に、ロシア国旗が描かれていたことに、「北方領土はロシア領である」とする強い政治的意志が含まれており、同施設に展示するものとして不適切であると考えるか。

五 三で触れた袴田氏の指摘に対する政府、特に外務省の見解如何。外務省として、袴田氏が右の指摘をしたことは適切であったと考えるか。

六 三で触れた袴田氏の指摘は、政府の指示を受けたものであるか。政府として、二・ホ・ロで展示されていたあんどんにつき、袴田氏に指摘をするよう、何らかの指示を出していたか。

七 三の経緯に対する政府、特に外務省の見解如何。袴田氏の指摘により、二・ホ・ロのあんどんが撤去されたことは、北方領土交渉、我が国の国益にどのような影響を及ぼすと考えるか。

右質問する。